

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告と 令和2年度市・県民税の申告

問い合わせ先

- 所得税について
成田税務署 ☎(28) 5151
(電話を自動音声で受け付け、要件に応じて担当者が対応します)
- 市・県民税について 課税課市民税班 ☎(93) 1111 (代)

窓口のご案内

①確定申告書作成・提出

- イオンモール成田2階イオンホール<成田市ウイング土屋>
- 期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く)
※2月24日(月・振休)、3月1日(日)は実施します。
- 受付時間 9:00～16:00(提出のみは17:00まで)
※9:00～10:00は、立体駐車場3階の連絡通路を通り、モール2階C入口から入ってください。
- ※税務署内に申告書作成会場はありません。
- ※会場開設日や最終週は、大変な混雑が予想されます。混雑状況により、長時間お待ちいただくこともあります。
- ※混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- その他
 - 作成済みの申告書の提出は、郵送のほか、土・日曜日と祝日を除き、税務署1階の総合窓口でも受け付けています。
 - 相続税の相談、国税の納付、相続証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。税務署で手続きしてください。

②確定申告書の提出

- 成田税務署<成田市加良部>
- 3月16日(月)までは税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできません。イオンモール成田を利用してください。
- 受付時間 8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)
- 郵送提出 封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送
〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署宛
- ※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。

③確定申告書、市・県民税申告書の提出・相談

- すこやかセンター2階鑑診準備室
- 期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)
- 期間中は、課税課窓口での提出・相談はできません。
- ※3月1日(日)は市・県民税申告書の提出・相談のみ、すこやかセンター2階鑑診準備室で行います。すこやかセンターの休日夜間受付の入口を利用してください。
- 確定申告など個別相談(午前・午後各40件)
収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。
- 受付時間 8:30～15:30(12:00～13:00は除く)
- 個別相談の順番は、先着順で受け付けますが、8:20までに複数の方が受付に来たときは抽選で順番を決めます。早期の不審者侵入の防止や盗難などを未然に防ぐため、ご協力をお願いします。
- ※混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- 相談時間 9:00～12:00/13:00～16:00
- 市・県民税申告(提出のみ含む)
8:30～12:00/13:00～17:00
市・県民税申告の提出・相談は、混雑状況により長時間お待ちいただくことがあるため、次のとおり会場を設けていますのでご利用ください。
- 市・県民税申告の受付・相談特設会場
- 日時 2月4日(火)～13日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
9:00～12:00/13:00～16:00
※2月3日(月)は税士無料相談(詳しくは7ページ)を行います。
- 場所 市役所分庁舎1階会議室
- ※この期間中は、所得税の確定申告書の作成や計算などに関する相談は受けられません。
- 市・県民税申告書の郵送提出
〒286-0292(住所不要) 富里市課税課市民税班宛

市税・保険料は口座振替を！

■課税課 ☎(93) 0434

市では、口座振替を推進しています。口座振替は、指定口座から納期限の日に、自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。納め忘れることがなく、金融機関などへ納付し出かける手間が省けるメリットがあります。一度申し込むと翌年度以降も自動的に継続されます。

- 口座振替ができる市税など
 - 固定資産税・都市計画税
 - 市民税・県民税(普通徴収)
 - 軽自動車税
 - 国民健康保険税 ○後期高齢者医療保険料(普通徴収) ○介護保険料(普通徴収)
- 口座振替ができる金融機関
 - 千葉銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・常陽銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子信用金庫・佐原信用金庫・銚子商工信用組合・中央労働金庫・富里市農業協同組合・ゆうちょ銀行
- 申込
 - キャッシュカードでの申込
 - 口座名義人本人が、キャッシュカード(対象金融機関のみ)と、本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参し、暗証番号入力などの手続きを行うと、即時に申込みができます。
 - 納税課、国保年金課、日吉台出張所で手続きが可能です。
 - ※法人カード、代理カードなど利用できないカードがあります。
 - ※富里市農業協同組合は、口座振替依頼書で申し込んでください。
 - 口座振替依頼書での申込
 - 口座振替依頼書(○または②)に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。申込期限は、開始希望期の2カ月前までです。

- ①専用ハガキ
市役所(納税課など)と日吉台出張所に備え付けてあります。郵送または納税課窓口へ提出してください。
- ②A4サイズの申込書(3枚複写)
納税課と市内金融機関に備え付けてあります。納税課または市内金融機関へ提出してください。

市税の納期内納付にご協力ください

■課税課 ☎(93) 0433

市税は、福祉や教育、道路などを支える大切な財源です。市税の納期内納付にご協力ください。滞納すると、滞納した人にとっても、計算により延滞金が増える場合があるなど負担が増えてしまいます。また、督促状や催告状の発送などの事務費用も発生します。この事務費用も税金から支出されます。今後も納期内納付にご協力をお願いします。

- 猶予制度について
- 徴収の猶予
次の理由に該当するときは、申請することで、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。
 - ①財産について災害を受けた、または盗難に遭った
 - ②納税者またはその生計を一にする親族が病氣にかかった、または負傷した
 - ③事業を廃止または休止した
 - ④事業について著しい損失を受けたなど
- 換価の猶予
納税について誠実な意思を有する人が、市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるときなど、一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。
- 猶予期間は
徴収猶予の期間は原則1年以内です。しかし、やむを得ない理由があると認められたときは、すでに猶予をした期間と併せて、最長2年以内で徴収猶予することができます。
- 納税相談はお早めに
納期限内に納付することが難しい人は、早めに納税課に相談してください。「納期限内に納付することが困難だから」と未納のままにしておくと、延滞金による負担が発生するほか、滞納処分の対象となります。

3月は市税収納強化月間です

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人へ、お電話でお知らせします。
※特定の金融機関や口座番号をお聞きすることや、振込の指示は行いません。
■日時 3月8日(日)、15日(日) 9:00～16:00

税理士による無料申告相談 ～当日、パソコンで申告書の作成ができます～

■課税課 ☎(93) 0443

- 年金受給者や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申し込みの詳細は、6ページに掲載しています。
- ※市県民税の申告受付の不届きは、ペーJに掲載しています。
- 日時 2月3日(月)10:00～16:00(開場 9:45)
※混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。
- 場所 すこやかセンター2階会議室1
- 持ち物
 - 源泉徴収票など申告に必要な書類
 - 筆記用具
 - 電卓
 - 印鑑
- マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類)の写しなど
- 前年に申告した人は、前年の申告書などの控え
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください
- 成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったこと
- 成年の人は、そのときの控え
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費等の明細書」を作成してきてください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。
- 注意事項
 - 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
 - 用紙の配布のみは行いません。
 - 事業所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用初年度の方は参加できません。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の 所得申告

問い合わせ先

国民年金課 国民税班 ☎(93) 4084
高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。申告の内容は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと、軽減措置などを受けることができなくなり、住民税の申告をします。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の 発行について

■なんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
○月～金曜日 8:30～19:00
○第2土曜日 9:30～16:00

令和元年10月2日～12月31日の間に、令和元年に初めて国民年金保険料の納付をした人には、令和2年2月上旬に日本年金機構から控除証明書が送付されます。それ以外の人には、すでに発送されています。年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書の添付が義務付けられています。紛失しないようご注意ください。

確定申告は国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書などが作成できる便利なシステムです。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-Taxを利用して送信もできます。タブレットやスマートフォンでも作成できます。また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

国税庁 確定申告書作成コーナー 検索

- 会場に行く前に必ず確認を！
確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができます。イオンモール成田で相談してください。
- 令和元年分以外の申告(過年分) ○贈与税、消費税の申告、準備申告
- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告 ○青色申告 ○記号所得の申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- ※これらの場合以外でも、内容によりイオンモール成田を案内することがあります。

所得税の確定申告

- 確定申告が必要な人(主な例)
 - 営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
 - 給与の年収が2千万円を超える人
 - 給与以外の所得が20万円を超える人
 - 2か所以上から給与を受給している人
 - 公的年金収入が400万円を超える人
 - 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人
- ※確定申告書の提出が不要な人でも、市・県民税の申告が必要になる場合があります。市・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれていた社会保険料など以外の控除内容が市では把握できなかったため、市・県民税が高くなる可能性があります。
- このため、生命保険料や医療費などの支払、扶養控除などを追加することで、市・県民税額を抑えることができます。
- 平成28年分以降の申告はマイナンバーが必要です
平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
【本人確認書類の例】
- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ②通知カードなど【番号確認書類】+
運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※郵送で申告書を出す場合は①の写し(表裏両面)または②の写しを添付
- ※e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要
- 医療費控除を受けるための手続きが変わりました
平成29年度の税制改正で、医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないこととされました。
なお、領収書は税務署から提出を求められることがありますので5年間保管する必要があります。
- ※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。
- 【注意】平成29年分から令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

市・県民税の申告

- 申告が不要な人
- 令和元年分の所得税の確定申告をした人
- 勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人
- 申告が必要な人
令和2年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- 所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除を受ける人
- 非課税の所得(失業等給付金、障害年金、遺族年金など)のみで生計を立てていた人
- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人
- 所得がなく、別世帯(市外)の人の扶養親族になっている人
- 富里市に住んでいないが、令和2年1月1日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人
- 申告は期限内に
市・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などを算定するための基礎資料になります。
申告をしなくて融資を受けるときや、各種申請に必要な所得証明書などの税証明の発行や、国民年金(障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など)の所得調査ができません。必ず期限内に申告をしてください。